

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉 岡 一 成

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越越生線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
鶴ヶ島市大字三ツ木字三角原一七 九番一地从先から同市大字下新田字 水堀一七七番一地从先まで			区 間
一二・七九 二七・二〇	六・六七 一四・一〇	敷地の幅員 (メートル)	
三六四四・八八	一五六〇・〇五	延長 (メートル)	
	旧道については鶴ヶ島市に引き継ぐ予定。	備考	